

住居表示等について

(都市建設計画)

第五條 前條第一項の都市建設計画は、お
おむね次に掲げる事項について定めるも
のとする。

- 一 新都市の建設の基本方針
- 二 新都市の建設の根幹となるべき事業
に關する事項
- 三 公共的施設の統合整備に關する事項
- 四 新都市の財政計画
- 五 市の合併に際して必要な経過措置に
關する事項

2 新都市は、都市建設計画を新都市の經
營の基本として誠実に実施するととも
に、市の合併により結集された能力を充
分に發揮してその建設を計画的かつ効果
的に進めなければならない。

(國、都道府県等の協力)

第六條 國、都道府県及び公共的団体は、
新都市の建設に資するため必要な財政上
その他の措置を講ずるよう努めなけれ
ばならない。

(新産業都市建設促進法に規定する市町
村合併との關係)

第七條 この法律は、新産業都市建設促進
法(昭和三十七年法律第十七号)第二十
二條第一項に規定する市町村合併に
は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 新都市の人口が五十万以上となる市の
合併でこの法律の施行の日から起算して
一箇年以内に行なわれるものについて
は、第三條第一項ただし書中「二箇年」
とあるのは「一年六箇月」と、同條同
項第一号中「町村合併促進法第九條」と
あるのは「町村合併促進法第九條第一
項、第二項及び第四項」と読み替えて同
條同項の規定を適用することができる。

この場合においては、町村合併促進法第
九條第二項中「定数の二倍に相当する
数」とあるのは、「定数に当該定数の五
分の一に相当する数を加えた数」とする。

3 地方自治法第二百五十四條の規定は、
前項の人口について準用する。

4 この法律(附則第六項ただし書の規定
を除く)は、この法律の施行の日から起
算して十箇年を経過した時にその効力を
失う。ただし、その時までに行なわれた
市の合併については、その時以後もなお
その効力を有する。

5 第三條から第六條までの規定(第三條
第一項ただし書中町村合併促進法第九條
第一項第一号に關する部分の規定並びに
第三條第二項及び第三項の規定を除く)は、
産炭地域振興臨時措置法(昭和三十
六年法律第二百十九号)第二條第一項に
規定する産炭地域の全部又は一部をその
区域とする市町村の廃置分合で市町村の
数の減少を伴うもの(第二條第一項に規

定する市の合併を除く)について準用す
る。この場合において、第三條第一項た
だし書中「同法第十一條の五中」とある
のは、「二十五をこえない範圍」とあるの
は「四十をこえない範圍」と、同法第十
一條の五中」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、産炭地域振興臨時措置
法の失効の時にその効力を失う。ただ
し、同法又はこの法律の失効の時までに
行なわれた同項に規定する市町村の廃置
分合については、その時以後もなおその
効力を有する。

7 町村合併促進法の一部を次のように改
正する。

第二十條の二中「町村合併後十箇年」
を「町村合併が行なわれた日の属する年
及びこれに続く十箇年」に改める。

- 農林大臣臨時代理 水田三喜男
- 國務大臣 三木 武夫
- 自治大臣 安井 謙
- 内閣総理大臣 池田 勇人

住居表示に關する法律をここに公布す
る。

御名 御璽

昭和三十七年五月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

法律第百十九号

住居表示に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区をいう)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という)につけられる符号(以下「街区符号」という)及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という)を用いて表示する方法をいう。
- 二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物

につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

- 2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。
- 3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、

道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しよるとする場合にあつては、街区方式による住居表示に係る区域内の町又は字の区域は、街区方式に適した合理的なものに区画し、当該区域内の町又は字の名称は、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民票、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う公簿又は公証

書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(自治大臣又は都道府県知事の勧告等)

第十条 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

2 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第八条及び前条の規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言を行うことができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、自治大臣が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。

(公簿の整理)

3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

(登録税法の一部改正)

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 住居表示に関する法律第三条第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴フ登記事項又ハ登録事項ノ変更ノ登記又ハ登録

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六の次に次の一号を加える。

十四の七 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 住居表示に関する法律の施行に関すること。

第二十三条の四の次に次の一条を加える。

(住居表示審議会)

第二十三條の五 自治省に、自治大臣の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、住居表示審議会を置く。

2 住居表示審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十三條の五に規定する住居表示審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

法務大臣 植木庚子郎
大蔵大臣 水田三喜男
自治大臣 安井 謙
内閣総理大臣 池田 勇人

海外技術協力事業団法をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十七年五月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

法律第百二十号

海外技術協力事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条―第十九条)

第四章 業務(第二十条・第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二條―第三十条)

第六章 監督(第三十一条・第三十二条)

第七章 雑則(第三十三條―第三十五條)

第八章 罰則(第三十六條―第三十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「アジア等の地域」という。)に對する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 海外技術協力事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第九条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

自治省告示第百十七号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第十二条の規定に基づき、街区方式による住居表示の実施基準を次のとおり定める。

昭和三十八年七月三十日

自治大臣 早川 崇

街区方式による住居表示の実施基準

第1 住居表示の実施基準

1 町の名称の定め方

- (1) 町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して、歴史上由緒のあるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を選択すること。
- (2) あらたに町の名称をつける場合には、当用漢字を用いる等簡明を旨とすること。
- (3) 同一市（特別区を含む。以下同じ。）町村内で、同一の町名称又はまぎらわしい類似の町名称が生じないようにすること。

- (4) 町の名称として丁目をつける場合においては、その市町村（市町村の区域が大きい場合にはこれを区分した一定区域）の中心となる場所を定め、これを起点として一定の基準により整然と配列し、丁目の数はおおむね4.5丁目程度にとどめることが適当であること。なお、町の名称は、できるだけ××町〇丁目とはしないで××〇丁目とすることが適当であること。
- (5) 市の市街地地域においては、町名を用い、字の呼称は用いないようにすること。なお、町村において字の呼称を用いている場合には、町の名称を用いて住居表示を実施する場合に準ずるものとする。

2 町割りの方式

町割りとは、その地域の特性に応じて、街かく式又は結合式を採用するものとする。

- (注) (1) 街かく（廓）式とは、数個の街区をもつて町を構成するもので、町界は主として主要街路をとるものをいう。
- (2) 結合式とは、繁華通り等の主要街路をさしはさんで両側に並列する数個の街区をもつて町を構成するものをいう。

3 町の境界

町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるとすること。この場合、境界線は、公道、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成するようにすること。
- (2) 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように、また町数が多い多くなつたりしないように一定の基準により定めること。

5 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるとすること。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

6 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い、その市町村（市町村の区域が大きい場合には、これを区分した一定区域）の中心となる場所を定め、その中心となる場所にもつとも近い街区を起点として、一定の基

8. 東京都千代田区住居表示整備実施基準及び新旧対照表

東京都千代田区住居表示整備実施基準

昭和38年9月5日
昭和43年3月1日改正

第1 住居表示の実施基準

1. 住居表示の方法

街区方式とする。

2. 町の区域の合理化

町の区域について、3.4および5に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態および隣接地域の町の状況に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努める。

3. 町の形状

町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

4. 町の規模

町の規模は、本区の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密集度を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

5. 町の境界

町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。

6. 町の名称

2による町の合理化のため新しく町を設け、又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

(1) 従来の町の名称、又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択し、特別区の存する区域内で、同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないように努める。

(2) 当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとする。

(3) 丁目の符定については、その内容を十分検討のうえ行なうものとし、丁目の数はおおむね4、5丁目程度にとどめることが適当である。

(4) 丁目の配列は、区を中心を皇居と定め、放射式又は環状式とする。

(以下、略)

日本歴史地名大系
東京都の地名
(平凡社、平成14)

霞が関

現千代田区の南部、桜田門外一帯の呼称。古くは霞ヶ関と記され、江戸時代は霞の関ともよんだ。古くは奥大道の関が桜田御門の南、黒田家・浅野家屋敷の間にあったと伝える(江戸名所図会)。東路の霞の関は歌枕として多く用いられるが、特定の場所をさしたものは考えにくく、中世の武蔵府中近傍の現多摩市関戸にも同じ地名がある。明治五年(一八七三)現霞が関一丁目の区域には同二丁目と西日比谷町が起立。二丁目には近衛兵營が設置されたが、のち海軍省・海軍大臣官邸・衆議院議長官舎となった。西日比谷町には練兵場・司法省・大審院が置かれた。現霞が関二丁目には霞ヶ関一丁目と外桜田町が起立。一丁目には外務省ならびに有栖川邸が置かれ、外桜田町には陸軍省近衛兵營が置かれた。現霞が関三丁目には霞ヶ関町・三年町東部・内幸町二丁目(起立)・裏霞ヶ関町一帯にはイタリヤ公使館やロシア公使館、三年町には工學寮同一〇年工部大学校と改称が置かれた。同三年には帝國議会の開会に併せて帝國議會議事堂(三ヶ月後に焼失、その後仮建物が現在の日比谷公園の南西端に建設された。同三年練兵場の東半分にはわが國最初の本格的な洋式公園である日比谷公園が完成した。

昭和初期以降霞ヶ関は外務省の代名詞となり、第二次世界大戦後には國家機關(官)が集中した。昭和四二年「霞ヶ関」を「霞が関」と改変。一丁目には法務省・東京高等裁判所・東京地方裁判所・最高検察庁・東京地方検察庁・弁護士会館・厚生省(現厚生労働省)・農林省(現農林水産省)・通商産業省(現経済産業省)・郵政省(現総務省)、二丁目には自治省(現総務省)、運輸省・建設省(現国土交通省)、人事院・公正取引委員会・國家公安委員会・警察庁、科学技術庁(現文部科学省)、警視庁、三丁目には大蔵省(現財務省)・文部省(現文部科学省)・北海道開発庁(現国土交通省)・経済企画庁(現内閣府)・環境庁(現環境省)・会計検査院・特許庁・社会事業会館・三井霞ヶ関ビル・虎ノ門三井ビルなどが置かれた。昭和四二年に建設された霞ヶ関ビルはわが國最初の超高層ビルで、高さ一四七メートル、地上三六階・地下三階、それ以後の超高層ビル建設の先駆けとなった。法務省旧本館は國指定重要文化財。

(1) 文部省用字用語例

编者注：昭和56年10月1日付けで、「常用漢字表」（内閣告示第1号・内閣訓令第1号）及び「公用文における漢字使用等について」（事務次官等会議申合せ）が定められたことに基づき、「文部省用字用語例」（昭和48年9月）を改定する運びとなった。

この「文部省用字用語例」（昭和56年12月）は、省内文書担当者会議を経て決定を見、大臣官房総務課から、文部省で公用文を作成する上での参考にするため、省内に配布したものである。

前書き

1 この「文部省用字用語例」は、文部省で公用文を作成する上での参考にするため、「常用漢字表」（昭和56年10月1日内閣告示第1号）、「常用漢字表」の実施について（昭和56年10月1日内閣訓令第1号）及び「公用文における漢字使用等について」（昭和56年10月1日事務次官等会議申合せ）に基づき、一般に留意を要する用字用語の標準を示したものである。

〔か〕			
か	ケ	か	3か月（年、所、条）
かい	△▲ 甲斐	箇	何箇月（年、所、条）、二、三箇所
がいして		かい	…したかいがあって
かいそう	▲▲ 回漕、廻送	概して	概して良好である
かえって	△ 却って	回送	
かえりみる		かえって	かえって不便になる
かえる		顧みる	過去を顧みる
		省みる	自らを省みる
		変える	観点を変える
		換える	名義を書き換える
		替える	振り替える、替え地
		代える	書面をもってあいさつに代える
かかり		係、掛	係員、掛員、受付係、出札掛
かかる	▲ 斯る	かかる	〔このような〕
	▲ 罹る	かかる	病気にかかる
	△ 関る	に係る	…に係ること
かかわる	△ 拘る	かかわる	…にもかかわらず
かき（接頭語）	▲ 掻き…	かき…	かき消す
かぎ	▲ 鍵、鉤	かぎ	
かける		掛ける	迷惑を掛ける、保険を掛ける
		懸ける	優勝を懸ける、賞金を懸ける
		架ける	橋を架ける、電線を架ける